

「独占の梃子 (monopoly leverage)」に関連して 独占禁止法上問題となった主な事例

平成19年1月23日
公正取引委員会
経済取引局調整課

1. 「独占の梃子 (monopoly leverage)」とは

- 独占禁止法上、いわゆる「独占の梃子」に関する明文の規定は存在しないが、以下のような記載がある。
 - ・ 「独占のてこ」とは、一つの市場で市場支配力を有する事業者が、その市場支配力をてことして得る一定の関連市場において、その市場支配力を利用して勢力を拡大することとされている。
　　<公正取引委員会事務総局「公益事業分野における相互参入について」(平成17年12月)>
 - ・ 「独占の梃子」(monopoly leverage)ともいわれる。一つの市場で市場支配力を有する企業が、その力を利用して、関連市場にも勢力を拡大しようとする行為を規制するという考え方
　　<独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月)>

2. 主な事例

- (1) 抱き合わせ販売 (不公正な取引方法)
 - ・ マイクロソフト株式会社に対する件 (平成10年度 勧告審決)【参考1】
- (2) 取引条件等の差別取扱い (不公正な取引方法)
 - ・ 関西電力株式会社に対する件 (平成17年度 警告)【参考2】
- (3) 不当な顧客誘引又は取引妨害 (不公正な取引方法)
 - ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する件 (平成13年度 警告)【参考3】
- (4) 私的独占
 - ・ 東日本電信電話株式会社に対する件 (平成12年度 警告)【参考4】
- (5) 企業結合
 - ・ NTTコミュニケーションズ(株)による日本サテライトシステムズ(株)(J S A T)の株式取得 (平成12年度)【参考5】

マイクロソフト株式会社に対する勧告等について

平成10年11月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は、マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」という。）及び米国所在のマイクロソフトコーポレーション（以下「米国マイクロソフト社」という。）に対する独占禁止法違反被疑事件について審査を行ってきたところ、マイクロソフト社が、取引先であるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算用ソフトウェア（以下「表計算ソフト」という。）をパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワードプロセッサ用ソフトウェア（以下「ワープロソフト」という。）を併せて搭載又は同梱させている等の事実が認められたので、本日、同社に対し、同法第19条（不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第10項（抱き合わせ販売等）に該当）の規定に違反するものとして、同法第48条の第1項の規定に基づき、別添勧告書のとおり勧告を行った。

また、① マイクロソフト社が、一部のパソコン製造販売業者に対し、当該製造販売業者のパソコンから競合ブラウザソフトを取り外すことを条件として、基本ソフトウェアのライセンス料を引き下げ、又は引き下げを提案していた疑いが認められたこと、並びに② 米国マイクロソフト社が、我が国の大手インターネット接続サービス事業者（以下「ISP」という。）11社との間で、基本ソフトウェアで会員獲得サービスを提供することと引換えに、競合ブラウザソフトの取扱いを制限する内容の契約を締結していた事実及びマイクロソフト社が当該契約の締結に加担していた事実が認められたことから、前記勧告と併せて、マイクロソフト社及び米国マイクロソフト社に対し、前記不正な取引方法第11項（排他条件付取引）の規定に違反するおそれがあるとして、それぞれ、警告を行った。

第1 関係人の概要

名称	マイクロソフト株式会社	マイクロソフトコーポレーション (Microsoft Corporation)
所在地	東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号笹塚NAビルディング	米国ワシントン州レッドモンド・ワン・マイクロソフト・ウェイ (One Microsoft Way, Redmond, Washington)
代表者	代表取締役 成毛 真	会長兼最高経営責任者 ウィリアム H. ゲイツ (William H. Gates, Chairman/CEO)
設立年月日	昭和61年2月17日	昭和50年4月4日
事業内容	ソフトウェアの販売及びライセンス、周辺機器の製造及び販売、ソフトウェアの受託開発、ソフトウェアに関するコンサルティングその他サポートサービス	ソフトウェアの開発、販売及びライセンス、周辺装置の開発、製造、販売及びライセンス、製品に関する出版事業、マイクロソフトネットワークなどマルチメディア関連事業
資本金	4億9950万円（平成10年7月1日現在）	90億500万米ドル（約1兆1089億円、平成10年6月30日現在） 〔転換優先株式、普通株式及び資本剰余金〕
主な株主	マイクロソフトコーポレーション（100%）	William H. Gates(20.8%)、Paul Allen(5.8%)
従業員数	1,026人（平成10年7月1日現在）	1万9075人（平成10年6月30日現在）
売上高	1587億1207万円（平成9年7月1日～平成10年6月30日）	144億8000万米ドル（約1兆7832億円：平成9年7月1日～平成10年6月30日）

（問い合わせ先） 公正取引委員会事務総局審査局 特別審査部 第二特別審査
電話 03-3581-3383
ホームページアドレス <http://www.jftc.admix.go.jp>

第2 勧告の概要について

1 パソコン用ソフトウェアについて

パソコン用ソフトウェアは、基本ソフトウェア（OS）と応用ソフトウェアに大別される。

(1) 基本ソフトウェア

基本ソフトウェアは、パソコンを作動させるためのソフトウェアであり、各種応用ソフトウェアは、基本ソフトウェア上で起動する。基本ソフトウェアとしては、現在、マイクロソフト社の「ウィンドウズ」がほぼ独占的な地位を占めている。

(2) 応用ソフトウェア

応用ソフトウェアには、データベースソフト、帳簿作成ソフト、はがき作成ソフトなど種々のソフトがあるが、一般消費者の需要が最も大きいのは、表計算ソフト及びワープロソフトであり、スケジュール管理ソフトも近年需要が増大している。

表計算ソフトについては、マイクロソフト社が基本ソフトウェアである「ウィンドウズ3.1」の供給を開始した平成5年ころから、同社の「エクセル」が、一般消費者の人気を得て、表計算ソフトの市場において市場占拠率は第1位となっている。

2 応用ソフトウェアの「搭載」及び「同梱」について

(1) 応用ソフトウェアの「搭載」とは、ワープロソフト、表計算ソフトなどを、パソコンの出荷時点でパソコン本体に組み込むことである。「搭載」は、平成4年ころから一部で行われていたが、平成6年11月に富士通株式会社（以下「富士通」という。）が一般消費者向けパソコンを発売する際にワープロソフトとして株式会社ジャストシステムの「一太郎」を、次いで、平成7年2月に「一太郎」と併せて、表計算ソフトとしてロータス株式会社の「1-2-3」を搭載したことにより、本格的に開始され、また、平成7年3月にマイクロソフト社の「ワード」と「エクセル」を搭載したパソコンも発売されたことにより、平成8年以降、これらのソフトを搭載したパソコンが市場全体に定着し、中心的な地位を占めるようになった。

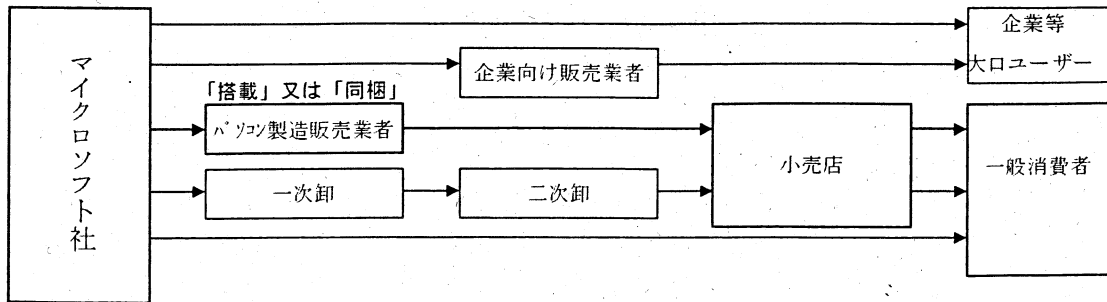
また、応用ソフトウェアの「同梱」とは、ソフトウェアをパソコンの本体に組み込まず、ソフトウェアのプログラムのCD-ROMをパソコンの出荷段階で本体に添付することである。

(2) 一般消費者がパソコンを購入する場合、搭載又は同梱されている表計算ソフト及びワープロソフトが選択の基準の一つとなっている。

3 「ワード」、「エクセル」及び「アウトLOOK」の流通経路

「ワード」、「エクセル」及び「アウトLOOK」の流通経路は、おおむね次のとおり

である。



4 違反事実の概要

(1) マイクロソフト社は、平成3年12月、日本語ワープロソフトである「ワード」の供給を開始したが、「ワード」は、英文用ワープロソフトとして開発された米国マイクロソフト社の「WORD」を基に開発されたため、日本語特有のかな漢字変換機能が十分ではない等の理由から、「ワード」の供給開始後も、株式会社ジャストシステムが日本語ワープロソフトとして先行して供給していた「一太郎」に対する一般消費者の人气が高く、平成6年当時は、「一太郎」がワープロソフトの市場において市場占拠率は第1位であった。

(2) マイクロソフト社は、平成7年1月ころ、富士通に対し、「エクセル」と「ワード」を併せてパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾する契約の締結を申し入れた。この申入れに対し、富士通は、当時表計算ソフトとして最も人气があった「エクセル」と当時ワープロソフトとして最も人气があった「一太郎」を併せて搭載したパソコンを発売することを希望し、「エクセル」のみをパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾する契約の締結を要請した。

しかしながら、マイクロソフト社は、この要請を拒絶し、「エクセル」をパソコン本体に搭載するためには「ワード」を併せて搭載せざるを得ないと考えた富士通に対し、「ワード」を併せてパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾する契約を締結することを受け入れさせ、平成7年3月1日付けで、富士通との間で、「エクセル」と「ワード」を併せてパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾する契約（以下単に「プレインストール契約」という。）を締結した。

この契約の締結により、富士通は、平成7年3月、「エクセル」と「ワード」を併せて搭載したパソコンを発売した。

(3) マイクロソフト社は、平成7年8月ころ、主要なパソコン製造販売業者の一つである日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）に対し、プレインストール契約を締結することを提案した。日本電気は、当時搭載する表計算ソフトとワープロソフトの種類を検討していたところ、マイクロソフト社が「エクセル」と「ワード」とを分

離してパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾しないであろうと考えたこと等から、この提案を受け入れ、マイクロソフト社との間で、プレインストール契約を締結した。

この契約の締結により、日本電気は、平成7年11月、「エクセル」と「ワード」を併せて搭載したパソコンを発売した。

- (4) マイクロソフト社は、平成8年1月以降、「エクセル」及び「ワード」のいわゆるバージョンアップに伴い、富士通及び日本電気との間で、プレインストール契約を更新するとともに、その他のパソコン製造販売業者との間で、順次、プレインストール契約を締結した。

マイクロソフト社は、この契約の締結交渉の際に、一部のパソコン製造販売業者から「エクセル」のみを対象とした契約を締結することを要請されたが、これを拒絶し、プレインストール契約を受け入れさせた。

マイクロソフト社とプレインストール契約を締結したこれらパソコン製造販売業者は、平成8年2月以降、「エクセル」と「ワード」を併せて搭載したパソコンを販売した。

- (5) マイクロソフト社は、平成8年7月、一部のパソコン販売業者から「エクセル」のみを対象とした契約を締結することを要請されたが、これを拒絶した。

- (6) マイクロソフト社は、平成9年3月、「アウトルック」と称するスケジュール管理ソフトの供給を開始したところ、これに先立ち、「アウトルック」の供給を拡大するために、パソコン製造販売業者に対し、「エクセル」及び「ワード」に加えて「アウトルック」を併せてパソコン本体に搭載又は同梱させることを企図し、平成8年12月以降、「エクセル」及び「ワード」のいわゆるバージョンアップに伴う契約更新の際に、パソコン製造販売業者に対し、「エクセル」、「ワード」及び「アウトルック」を併せてパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する契約を締結することを提案し、平成9年3月以降、パソコン製造販売業者との間で、プレインストール契約等を更改し、あるいは、新たに締結した。

- (7) マイクロソフト社は、この契約交渉の際に、一部のパソコン製造販売業者から、従来どおり「エクセル」及び「ワード」のみを対象とした契約を締結することを要請されたが、これを拒絶し、契約交渉を行ったパソコン製造販売業者すべてに、「エクセル」、「ワード」及び「アウトルック」を併せてパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する契約の締結を受け入れさせた。

この契約の更改又は締結により、パソコン製造販売業者は、平成9年3月以降、「エクセル」、「ワード」及び「アウトルック」を併せて搭載又は同梱したパソコンを発売した。

- (8) マイクロソフト社の前記行為に伴い、平成7年以降、ワープロソフトの市場におけ

る「ワード」の市場占拠率が拡大し、平成9年度には第1位を占めるに至っている。また、平成9年度には、スケジュール管理ソフトの市場において、「アウトルック」が第1位を占めるに至っている。

5 法令の適用

独占禁止法第19条（不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第10項（抱き合わせ販売等）に該当）

6 排除措置

- (1) マイクロソフト社は、取引先パソコン製造販売業者に対し、同製造販売業者が「エクセル」をパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、「ワード」を併せて搭載又は同梱させている行為、さらに、「エクセル」及び「ワード」をパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、「アウトルック」を併せて搭載又は同梱させている行為を取りやめること。
- (2) マイクロソフト社は、取引先パソコン製造販売業者と締結している「エクセル」、「ワード」及び「アウトルック」を併せてパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する契約について、このうち1又は2のソフトウェアを搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する契約に変更するよう取引先パソコン製造販売業者から申出を受けた場合には、当該申出に応じること。
- (3) マイクロソフト社は、今後、取引先パソコン製造販売業者に対し、同製造販売業者が「エクセル」又は「ワード」をパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、当該ソフトウェア以外のパソコン用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させる行為を行わないこと。
- (4) マイクロソフト社は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置及び今後(3)と同様の行為を行わない旨を取引先パソコン製造販売業者及び一般消費者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。
- (5) マイクロソフト社は、前4項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

7 勧告の諾否の期限

マイクロソフト社は、平成10年11月30日までに、この勧告を応諾するか否かを当委員会に通知しなければならない。

なお、応諾しない場合には、審判手続が開始されることになる。

第3 警告の概要について

1 ブラウザーについて

(1) インターネットのホームページを閲覧するためには、ブラウザソフト(以下「ブラウザ」という。)と呼ばれる専用の応用ソフトウェアを使用する必要がある。

我が国では、平成6年10月ころから「ネットスケープ・ナビゲーター」(以下「ナビゲーター」という。)が、また、平成7年11月ころから米国マイクロソフト社の「インターネット・エクスプローラー」(以下「エクスプローラー」という。)が、それぞれ、流通しており、平成8年3月以降、これらのブラウザがブラウザ市場のほとんどすべてを占めている。

(2) 我が国におけるブラウザの流通ルートは、次のとおりである。

ア ブラウザーが搭載されたパソコンが販売されるルート

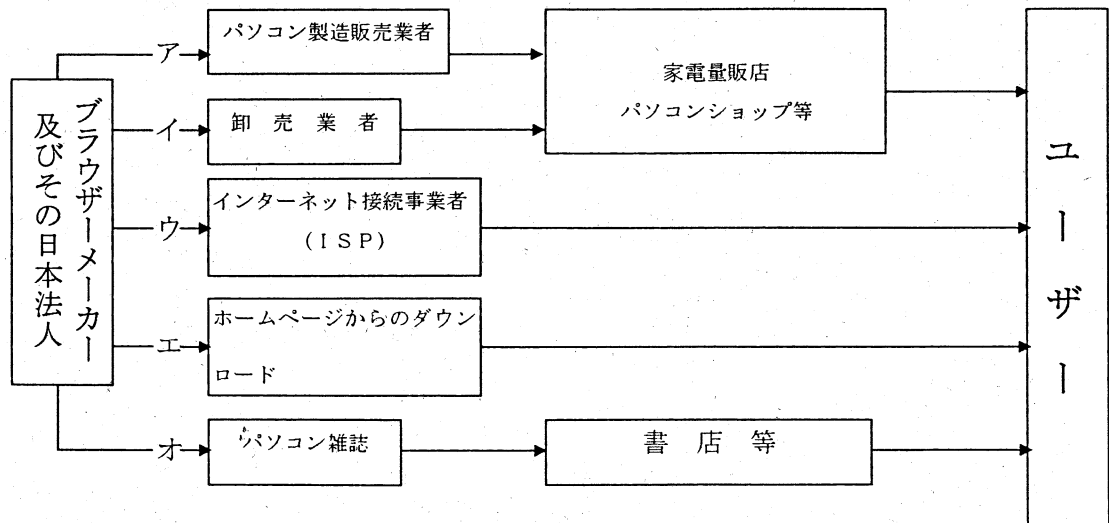
イ ブラウザーが含まれたパッケージ製品として販売されるルート

ウ ISPによりブラウザが配布されるルート

エ インターネットのホームページからダウンロード^(注)によりブラウザが提供されるルート

(注)ソフトウェアメーカーがホームページで提供しているソフトウェアを、ユーザーがインターネットを利用して入手すること。

オ パソコン雑誌にブラウザを収録したCD-ROMが添付されて購読者に配布されるルート



我が国では、前記オのパソコン雑誌ルートによるブラウザの流通比率が極めて高く、同ルートでは、通常、エクスプローラーとナビゲーターの両方を搭載したCD-ROMが添付されて配布されている。

また、前記アのパソコン搭載ルートについては、米国マイクロソフト社がエクス

プロローガを「ウィンドウズ」に組み込んだことにより、我が国では、平成8年初めころから、「ウィンドウズ」を基本ソフトウェアとするパソコンにはすべてエクスプローラーが搭載されている。なお、我が国の一部のパソコン製造販売業者は、エクスプローラーとナビゲーターの両方を搭載したパソコンを製造販売している。

2 ISPについて

(1) ISPは、電気通信事業法に基づく郵政大臣の許可、届出又は登録を受けて、個人ユーザーのパソコンを一般電話回線を利用してインターネットに接続するサービス等を有料で提供する事業者である。個人ユーザーがインターネットを始める場合には、ISPへの入会が必要である。

(2) ISPへの入会の方法としては、

ア 「ウィンドウズ95」又は「ウィンドウズ98」に組み込まれたインターネット接続プログラムにより、パソコン上で複数のISPの紹介を受け、パソコンの操作によりその中から希望のISPにオンラインで入会手続を行う

イ パソコン製造販売業者がパソコンに搭載したISPへの入会プログラムを利用し、オンラインで入会手続を行う

ウ ISPのホームページからオンラインで入会手続を行う、あるいはISPへの入会プログラムを搭載したCD-ROMを使用してオンラインで入会手続を行う

等の方法がある。

ISPが前記アに係る会員獲得サービスの提供を受けるためには、米国マイクロソフト社と契約を締結する必要がある。「ウィンドウズ95」に係る当該契約を締結している我が国のISPは大手の11社であり、この契約により、会員獲得サービスの提供を受け、当該サービスで新規会員を獲得した場合には米国マイクロソフト社に紹介手数料を支払っている。また、ISP11社は、同契約によりエクスプローラーの配布などに関するライセンスの供与を受けて、ユーザーにエクスプローラーを配布している。

3 警告の概要

(1) マイクロソフト社は、平成8年4月以降、一部のパソコン製造販売業者に対し、エクスプローラーの競合ブラウザであるナビゲーターを当該パソコン製造販売業者のパソコンから取り外すことを条件として、基本ソフトウェアである「ウィンドウズ」のライセンス料を引き下げており、又は引き下げることを提案していた疑いが認められた。

(2)ア 米国マイクロソフト社は、平成8年9月以降、マイクロソフト社を通じて、我

が国の大手ISP11社との間で、「ウィンドウズ95」で会員獲得サービスを提供することと引換えに、ISPに対し、競合ブラウザの配布や宣伝・販売促進活動等を制限することを内容とする契約を締結した事実が認められた。

イ また、マイクロソフト社は、前記アの契約の締結に際し、米国マイクロソフト社から基本的な指示を受けて前記ISP11社と契約締結交渉を行っていた事実が認められた。

(3) 米国マイクロソフト社は、当委員会の審査開始後、マイクロソフト社を通じて、前記ISP11社に対して、平成10年4月16日付けの文書により、前記(2)アの競合ブラウザの配布や宣伝・販売促進活動等を制限する契約内容を破棄した旨を通知している。

(4)ア マイクロソフト社の前記(1)の被疑行為は、違反行為が行われていると認めるに足る証拠は得られなかったものの、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第11項に該当）の規定に違反するおそれがあるものである。

イ 米国マイクロソフト社の前記(2)アの行為は、前記ISP11社が提供するブラウザの流通市場における比率等にかんがみると、我が国のブラウザの流通市場における公正な競争を阻害するおそれがあったとは直ちに認めることができないが、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第11項に該当）の規定に違反するおそれがあるものである。

また、マイクロソフト社は、米国マイクロソフト社の前記(2)アの行為に加担していたものと認められる。

(5) したがって、当委員会は、マイクロソフト社及び米国マイクロソフト社に対し、今後このような行為を行わないよう警告した。

関西電力株式会社に対する警告について

平成 17 年 4 月 21 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対し、集合住宅及び戸建て開発地への電気供給に伴うオール電化（注 1）等に関する営業について、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、関西電力に対し、同法第 19 条（不公正な取引方法第 4 項〔取引条件等の差別取扱い〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

（注 1）「オール電化」とは、給湯、厨房などに関する住宅におけるすべての熱源を電気でもかなうことをいう。

1 関係人

事業者名	関西電力株式会社
所在地	大阪市北区中之島三丁目 6 番 16 号
代表者	代表取締役 藤 洋作

2 警告の概要

(1) 関西電力は、平成 14 年ころから、集合住宅及び戸建て開発地への電気供給のための設備に関する協議の機会を用いて、住宅開発業者等に対し、以下の行為を行い、オール電化等を採用する住宅開発業者等に比べて、住宅の熱源としてガスを併用する住宅開発業者等を不当に不利に取り扱っている疑いがある事実が認められた。

ア 負荷想定容量（注 2）が 50 kW 以上となる集合住宅の場合、当該集合住宅にオール電化を採用し、又は大容量機器（注 3）が導入されることには、低圧引込み（注 4）により電気を供給することができることとし、住宅開発業者等にとって負担となる受電室（注 5）の設置を免除して柱上変圧器（注 6）を設置して電気を供給する一方、大容量機器が導入されずに電気・ガスが併用されるときには、将来需要の見込みによっては受電室に変圧器を設置する方法以外の方法によって電気を供給することが可能で

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第三特別審査 電話 03 - 3581 - 1779（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

あるにもかかわらず，その旨を当該集合住宅の住宅開発業者等に説明することなく，当該集合住宅の建物内に受電室を設置することを求めている。

(注2)「負荷想定容量」とは，集合住宅の共用部分及び全戸における予想電気使用量をいう。

(注3)「大容量機器」とは，電気温水器及びIHクッキングヒーター等の200V定格機器をいう。

(注4)「低圧引込み」とは，電圧100V又は200Vの低圧で電気を引き込むことをいう。

(注5)「受電室」とは，集合住宅の建物内において変圧器を設置するための区画をいう。

(注6)「柱上変圧器」とは，公道上の電柱や集合住宅の敷地内に立てた電柱に取り付けられる電圧を高圧から100V又は200Vの低圧に下げる変圧器をいう。

イ 戸建て開発地において無電柱化(注7)が要望された場合，地中配電設備の維持管理費及び再建設費用の増分を将来の電気料金収入の増加で回収するとの考え方にに基づき，将来の電気使用量が増加するよう，当該戸建て開発地の住宅に可能な限りオール電化を採用することを要請することとし，無電柱化に応じる条件としてオール電化を採用することを求めている。

(注7)「無電柱化」とは，戸建て開発地における景観の向上等を理由とする住宅開発業者等の希望により，特定の区域において地中配電設備を採用して電柱を無くすことをいう。

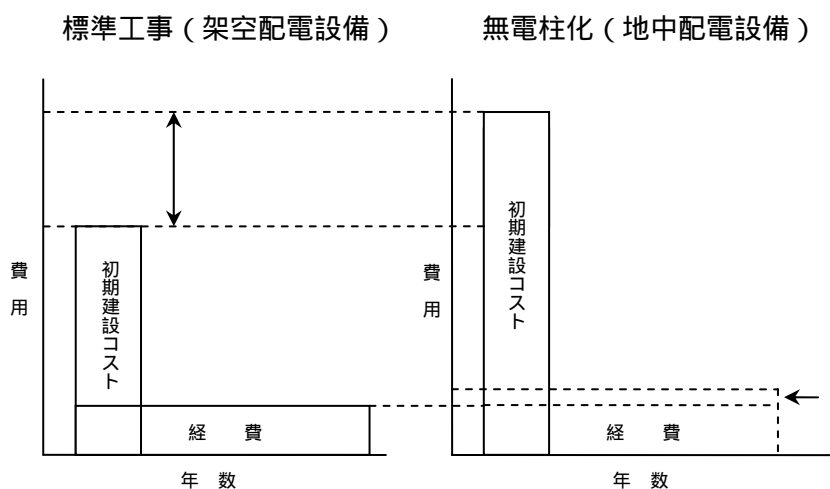
(2) 関西電力の前記2(1)ア及びイの行為は，独占禁止法第19条(不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕)の規定に違反するおそれがあることから，公正取引委員会は，関西電力に対し，今後，このような行為を行わないよう警告した。

1 負荷想定容量が50kW以上となる集合住宅における受電室の設置の免除の状況

負荷想定容量	大容量機器を導入する場合	ガス併用の場合
50kW未満	—————	—————
50kW～100kW (150kW) ^(注)	ほとんどの物件について受電室の設置を免除	原則として受電室を設置
100kW超	受電室の設置を免除している割合が高い	原則として受電室を設置

(注) 関西電力は、20戸程度の小規模の集合住宅について、大容量機器が導入される場合、単相（電灯）と三相（動力）を併せて引き込むときには100kW、単相のみのときは150kWまでは低圧引込みとすることができるとしている。

2 戸建て開発地における無電柱化と標準工事との違い



- (1) 関西電力は、電気供給約款において、住宅開発業者等の希望で地中配電設備を採用する場合、架空配電設備の初期建設コスト（標準工事費）を超える金額（ に相当）を「工事費負担金」として当該住宅開発業者等が支払うべき旨を定めている。
- (2) 関西電力は、地中配電設備に要する経費と架空配電設備に要する経費との差を「地中配電設備の維持管理費及び再建設費用の増分（ に相当）」と説明しているが、その金額はあらかじめ確定できないものである。

関西電力は「地中配電設備の維持管理費及び再建設費用の増分」を電気料金収入の増加で回収するため、オール電化の採用を求めていた。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する警告について

平成 13 年 12 月 25 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、両社が平成 12 年 12 月 26 日から開始した ADSL サービスの提供に際し

- 1) 電話着信により ADSL 接続が切断されるおそれがある保安器^(注1)の取替工事について
 - 2) 光ファイバーケーブルからメタルケーブルへの収容替工事^(注2)について
- それぞれ、ユーザーからの要求があった場合、自社のユーザーに係るものについては無料で取替え又は収容替えを行っていたにもかかわらず、競争事業者のユーザーに係るものについては有料で取替え又は収容替えを行っていた疑いのある行為が認められたので、本日、両社に対して、同法第 19 条（不公正な取引方法第 9 項〔不当な顧客誘引〕又は第 15 項〔取引妨害〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、今後、同様の行為を行わないよう警告を行った。

(注 1) 保安器とは、落雷等により、通信施設に過大な電圧がかかることを防ぐために加入者宅に設置される設備である。

(注 2) ADSL サービスはメタルケーブルを用いて提供されるため、加入者の電話回線の一部又は全部が光ファイバーケーブルとなっている場合、メタルケーブルへの収容替工事（切替工事）を行う必要がある。

1 関係人の概要

名 称	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
所在地	東京都新宿区西新宿 3 - 1 9 - 2	大阪市中央区馬場町 3 - 1 5
代表者	代表取締役 井上 秀一	代表取締役 浅田 和男

2 ADSL について

ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line〔非対称デジタル加入者線〕) は、既存の電話回線（メタルケーブル）を使用して、電話で使用する帯域より高い周波数の帯域において、高速デジタルデータ通信を行う技術（DSL）のうち、データのやりとりが、上り（ユーザーから収容局へ）に比べ、下り（収容局からユーザーへ）の通信速度を高めたものである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局 IT・公益事業タスクフォース
電話 03 - 3581 - 1779（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

東日本電信電話株式会社に対する警告について

平成12年12月20日
公正取引委員会

1 審査結果

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、NTT東日本が、DSL（デジタル加入者線）サービスの試験提供を開始するに当たり、同社と相互接続協定を締結して加入者回線への接続を希望する事業者に対し、以下の行為を行っている事実が認められた。

(1) MDF接続によるサービスの提供条件について、試験サービスであることを理由に

- ア サービスの提供エリアを東京都内6ビルに限定すること
- イ 1事業者の1収容ビル当たりのラック数は2架（1,500回線）を上限とすること
- ウ 一定数値以上の回線損失がある場合等にはサービスの提供を拒否すること
- エ ADSL以外の方式による接続を制限すること
- オ 自社サービス（第2種サービス）として提供し、ユーザー料金を徴収することを決定し、実施していた。

その後、これら提供条件を逐次緩和しているが、現在においても、DSL事業者のMDF接続によるサービスである第2種サービスについて、試験サービスとして、暫定的な接続を継続してユーザー料金800円を徴収しており、また、ユーザーに対し、当該第2種サービスの提供エリアを拡大した旨のアナウンスは行っていない。

(2) ア 接続交渉に際し、「事前協議」と称する交渉を行い、自社があらかじめ了承した事項を内容とする申込書を受領している。

- イ 接続交渉において、MDF接続のためのコロケーションに必要な情報をあらかじめ十分に開示していない。
- ウ MDF接続のためのコロケーションについて、DSL事業者による自前工事を認めていなかった。

なお、平成12年11月28日の接続約款の改正によって情報開示のルールが定められ、また、同年8月以降は自前工事が実施されるようになっているが、接続工事については工事業者をNTT東日本の認定業者に限定している。

(3) ア DSLサービスと競争関係にあるフレッツ・ISDN等のNTT東日本のサービスを企画・営業する営業部の者が、DSL事業者との接続に関する事項を所管するとともに、当該事業者と自社の相互接続推進部との接続交渉の場に同席している。

- イ NTT東日本の相互接続推進部が、接続交渉等の場において得たDSL事業者の営業情報を、社内の検討会議等において営業部及びグループ企業に提供している。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局情報管理室
	電話 03-3581-3387（直通）
ホームページ	http://www.jftc.admix.go.jp

2 独占禁止法上の評価

(1) NTT地域会社は、加入者回線をほぼ独占し、地域通信市場において支配的地位を有しているほか、自社及びグループ企業において加入者回線を用いたインターネット接続サービスを提供している。NTT東日本の加入者回線を用いてDSL事業に参入しようとする事業者は、NTT東日本と接続交渉を行うこととなるが、これら事業者の提供するサービスは、NTT東日本の加入者回線網並びに同社及びグループ企業が同社の加入者回線を用いて提供するインターネット接続サービスと直接代替・競合するものである。

一方、NTT東日本は、ISDNを用いた定額制によるインターネット接続サービスとして、平成11年11月からIP接続サービスの試験提供を開始した後、平成12年7月には「フレッツ・ISDN」の名称で本格サービス化し、以降、政令指定都市、県庁所在地級の都市という順番に提供エリアを拡大している。また、同社は、ADSLサービスの試験期間が終了する平成12年12月26日から、ADSL及び「フレッツ・ADSL」を本格サービスとして開始することとしている。

(2) DSL事業者による本格サービスの全国展開がフレッツ・ISDNの本格サービス化より約半年遅れ、NTT東日本のADSLサービスの本格化と同時期になっているところ、NTT東日本の前記1(1)、(2)及び(3)に掲げる行為は、DSLサービスへの新規参入を阻害し、DSL事業者の円滑な事業活動を困難にさせ、DSL事業者の競争上の地位を著しく不利にしている疑いがある。

これらの行為は、結果として、地域通信市場におけるNTT東日本の地位を維持・強化し、加入者回線を利用したインターネット接続サービス市場における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条の規定に違反するおそれがある。

ただし、上記の問題となる行為の中には、公正取引委員会が審査を開始したことを契機として、また、郵政省の行政指導もあって、是正されつつあるものもある。

3 公正取引委員会の今後の対応

(1) 公正取引委員会は、本日、NTT東日本に対し、今後、上記1に掲げるような行為を行わないよう警告を行い、例えば、DSL事業者が希望しない場合には事前協議を行わないこと、営業部と相互接続推進部との間で情報を遮断するファイアウォールを設けること、NTT東日本とグループ企業との間で情報を遮断するファイアウォールを設けること、グループ企業が有する情報と同等の情報をDSL事業者に対しても開示すること等の改善措置を講じることを求めたところである。

(2) NTT地域会社は、加入者回線をほぼ独占し、地域通信市場において支配的地位を有していることから、その地位を利用した競争制限行為などの独占禁止法違反行為を惹起しやすい地位にあるといえる。このような支配的地位にあるNTT東日本が、目的、手段のいかんにかかわらず、加入者回線の利用を拒否又は制限するなど地域通信市場又は加入者回線を利用したデータ通信サービス市場への新規参入を阻害することは、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

NTT地域会社の支配的地位にかんがみると、今後、接続ルールが整備されるとしても、接続事業者が取引当事者として同社と対等な立場で接続協議を進めることは難しい面があることから、公正取引委員会としては、引き続き、NTT地域会社の行為によって様々な通信サービスについて新規参入や競争が阻害されることとならないかどうか、独占禁止法に基づき監視することとする。

<参考>

1 関係人の概要

名称 東日本電信電話株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿 3 - 1 9 - 2
代表者 代表取締役 井上秀一

2 関連事実

(1) DSLについて

DSL (Digital Subscriber Line デジタル加入者線) は、既存の電話回線 (メタリックケーブル) を使用して、電話で使用する帯域より高い周波数の帯域において高速デジタルデータ通信を行う技術であり、低廉かつ定額制のインターネット常時接続サービスを提供することができる。このDSL技術には、ADSL (Asymmetric DSL) のほかに、SDSL (Symmetric DSL)、HDSL (High Data-Rate DSL) 等があり、それらを総称してxDSLと呼ばれている。

ADSLは、インターネットでのデータのやりとりが上り (エンドユーザーから収容局へ) に比べ、下り (収容局からエンドユーザーへ) のデータ量が圧倒的に多いことから、一对の電話回線を用いて、上り (最大640 kbps) に比べ、下り (最大6 Mbps) の通信速度を高めたものである。また、スプリッタと呼ばれるデータ通信信号とアナログ電話信号を分配・合成する装置を使用することによって、1本の回線でデータ通信と音声通信 (通常の電話) の両方に使用 (電話重畳) することができる。

(2) MDF接続について

MDF (Main Distribution Frame) とは、加入者交換局において電話交換機と加入者回線をつないでいる中央集配線盤のことである。通常はMDFから電話交換機に接続されているが、xDSLを使う場合には、電話交換機を通さずにMDFから直接モデム等のDSL装置に接続することとなる。そのため、DSL事業者はNTT地域会社との接続に係るコストを低く抑えることができる。

NTT地域会社以外の事業者がDSLサービスを提供するためには、事業者は、NTT地域会社が収容局内に設置したモデム等のDSL装置に接続するか、又は、NTTの収容局内に自己のDSL装置を設置 (コロケーション) してNTT地域会社の加入者回線をMDFで接続する必要がある。

なお、DSL試験サービスを開始する以前において、日本電信電話株式会社及びNTT東日本は、DSLサービスについて、「NTTは電気通信サービス事業を行っているのであって、MDF接続はいわゆる芯線貸しであり、物 (設備) 貸しになるからすべきでない」との認識を持ち、また、芯線貸しは経営とユニバーサルサービスの維持を脅かすものとして消極的な考え方を採っていた。

(3) DSL試験サービスについて

日本電信電話株式会社は、平成10年にDSLサービスのフィールド実験を行った。また、NTT東日本は、平成11年12月24日から1年間の試験サービスとして、東京の6収容局にお

いて、NTT東日本がDSL装置を設置して提供するサービス（第1種サービス）、及びDSL事業者が設置したDSL装置とNTT東日本の加入者回線をMDFで接続して提供するサービス（第2種サービス）を開始した。

(4) DSL事業者とNTT地域会社との相互接続のルール

ア 電気通信事業法第38条の規定により、第1種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から請求のあった場合には、原則として自社の電気通信設備と他社の電気通信設備の接続に応じなければならないが、これを相互接続という。第1種電気通信事業者が所有する指定電気通信設備については、接続約款において接続手続、接続料等を定め、郵政大臣が当該約款の認可を行うこととされている。

イ DSL事業者が事業を開始するに当たっては、相互接続点を定め、NTT地域会社と相互接続協定を締結する必要がある。第2種サービスの場合、相互接続に加え、局舎内にモデム等のDSL装置を設置する必要がある。

ウ 第1種サービスについては、NTT地域会社の試験サービスについても接続約款の附則で定められており、すべての手続に接続約款が適用されている。

エ 第2種サービスについては、MDF接続を利用した新しい接続形態ということもあり、約款で対応できない部分がある。このため、接続約款による相互接続協定に加え、接続期間、相互接続点の位置、技術的条件、故障時の復旧優先順位等について個別協定（電気通信事業法第38条の2第6項）を締結する必要がある。相互接続協定の締結に必要な事前調査及び相互接続点調査の手続については、接続約款が適用される。

(5) NTT東日本の提供するインターネット接続サービスについて

NTT東日本は、定額制によるインターネット接続サービスとして、自社のISDNを用いたIP接続サービスを平成11年11月から1年間の計画で、月額8,000円の料金で新宿区、渋谷区及び大田区の3地区に限定して試験提供を開始した。平成12年5月からは試験エリアを東京23区等に拡大して料金を4,500円に引き下げ、平成12年7月には「フレッツ・ISDN」の名称で、前倒しで商用化することとした。平成12年7月17日には本格サービスを開始し、以降、政令指定都市、県庁所在地級の都市という順番に提供エリアを拡大している。

また、NTT東日本は、ADSLサービスについて、試験期間が終了する平成12年12月から、ADSL及び「フレッツ・ADSL」を本格サービスとして開始することとしている。

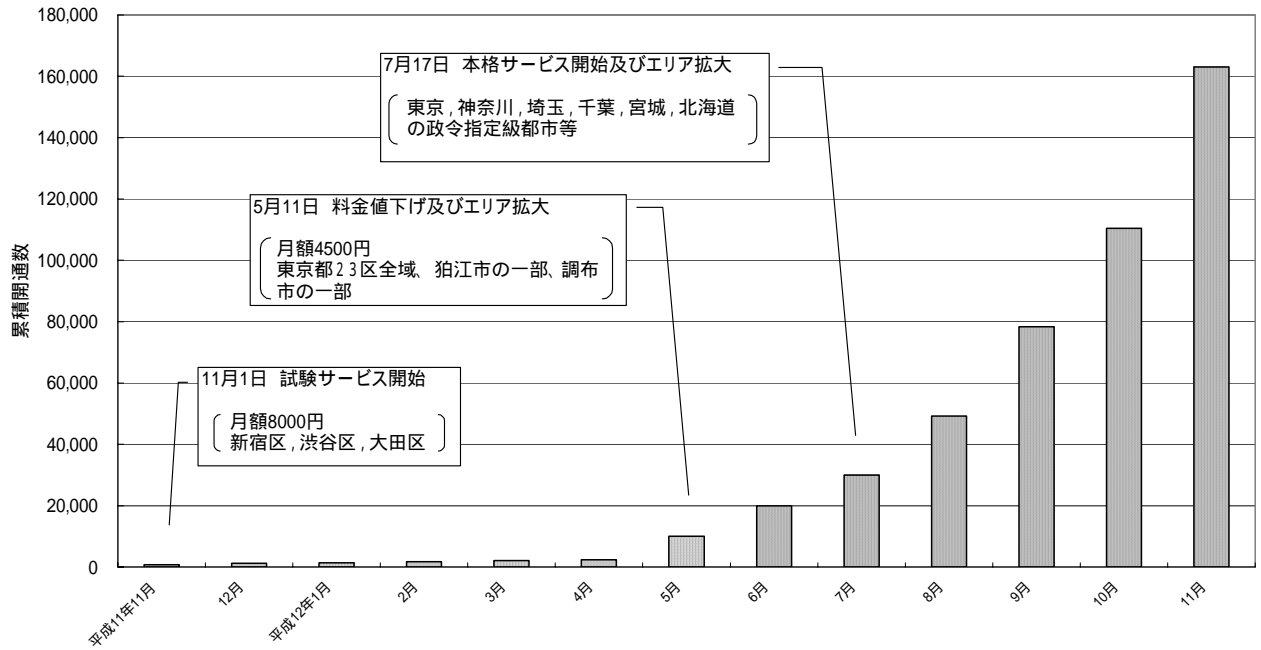
さらに、NTT東日本は、平成13年4月以降、ISDN回線からアナログ回線への切替えを不要とする、ISDNにDSLを重畳させるサービス（ISDNoverDSL）の開始を予定している。

なお、現在はNTT東日本の設備上、当初からISDN回線を契約したユーザー（ISDN契約者全体の約2割）は、アナログ回線に変更する際、電話番号が同番移行できない。

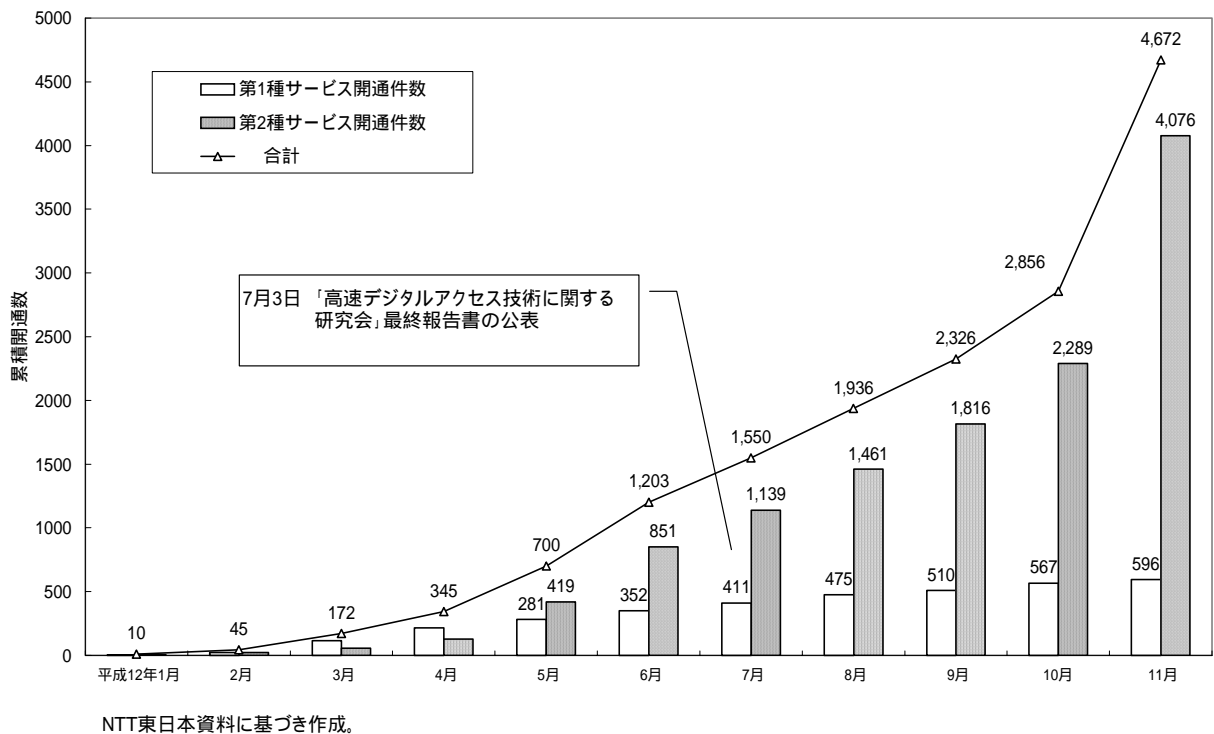
(6) フレッツ・ISDN及びDSLの開通状況

フレッツ・ISDNの開通数は、サービス提供エリアの拡大及び本格サービス化を契機として、急激に増加している。DSLサービスの開通数は、DSL事業者のサービスエリア拡大が進展した平成12年10月以降、急激に増加している。

NTT東日本エリアにおけるフレッツ・ISDNの開通状況



NTT東日本エリアにおけるADSL開通状況



平成12年度における主要な企業結合事例（平成13年5月23日）（抄）

事例6 NTTコミュニケーションズ(株)によるJSAT(株)の株式取得

1 本件の概要

(1) 相談の概要

本件は、NTTコミュニケーションズ(株)（以下「NTT-C」という。）が、衛星通信事業を行っているJSAT(株)（以下「JSAT」という。）に自社が保有する衛星2機の持分を譲渡するとともに、18.6%出資するものである。

(2) 衛星通信市場の概要

ア 衛星通信事業は、第一種電気通信事業のうち、通信衛星により通信回線を設定し、これを専用回線として顧客に提供するものであり、地上局（送信局）から送られた電波を通信衛星に搭載されたトランスポンダ（電波中継器）で増幅し、地上局（受信局）に送信するものである。

第一種電気通信事業者が、国内サービスに使用中の静止衛星は、平成11年度末現在10機（JSAT5機、NTT-C2機、競争業者3機）である。

イ 新たな衛星を打ち上げる場合には、衛星の軌道位置について、国際調整が必要となる。

また、平成12年の電波法改正により、今後、後継機の免許申請を含め、同一の軌道位置・周波数に複数の事業者から衛星局の免許申請があった場合には、手続の透明性や電波の有効利用等の観点から比較審査が行われることとなる。

2 独占禁止法上の考え方

(1) 一定の取引分野

本件においては、衛星による専用サービスは、同報性があること等の地上網の専用線サービスと異なる特徴を有していること、衛星による専用サービスのユーザーは地上局を設置する必要があるなど衛星通信サービスには特別な設備を要すること、衛星による専用サービスは地上網の専用線サービスと料金体系が異なること、また、衛星による専用サービスについては、衛星の軌道位置及び照射範囲等により、国内通信に向いているものと国際通信に向いているものに分かれていることから、衛星による国内専用サービスに一定の取引分野が成立すると判断した。

(2) 競争への影響

ア 競争業者

NTT-Cは、現在、保有する衛星2機を自社内利用に用いているところ、当該衛星を用いて衛星通信サービスを行う場合には、有力な競争単位となり得るところ、本件行為により、衛星による国内専用サービスの競争単位は、JSATと競争業者の2社になる。

イ 隣接市場からの競争圧力

料金体系、同報性等の違いがあるものの、地上網を用いた専用線サービスは、衛星専用

サービスと同じ用途の使用ができ、今後も光ケーブルの敷設、技術革新が進み、価格も低下していくと考えられることから、衛星による専用サービスに対する競争圧力は一定程度高まっていくと考えられる。

ウ 総合的事業能力

地上網を用いた専用線サービスにおいて圧倒的地位を有するNTT-Cが、本件行為により衛星通信分野において衛星の総数の3分の2を有することとなるJSATに出資することにより、NTT-Cの地上網とJSATの衛星網を組み合わせたシステム提案等が容易となり、JSATの総合的事業能力が高くなる。

(3) 問題点の指摘及び当事会社の対応

当委員会は、当事会社に対して、本件行為により、JSATの総合的事業能力が高くなることから、衛星による国内専用サービス分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

これに対し、当事会社からは、以下の措置を講ずる旨の申し出があった。

ア NTT-CとJSATとの間において行われる取引については、他の衛星通信事業者の取引と公平かつ適切な条件で行う。なお、衛星通信事業者と接続してサービスを提供する際は、接続協定等により適切な接続料金、技術的条件を定め、各衛星通信事業者と公平な条件で接続する。

イ JSATがNTT-Cの購買力を使用することのないよう、共同資材調達を行わない。

ウ NTT-CからJSATに対し、JSATが営業活動を行う際にNTT-Cの販売力を不当に使用できるような補助は行わない。

エ NTT-CとJSATのタイアップ広告は実施しない。また、JSATが広告宣伝を行う場合には、NTT-Cのロゴ使用等、NTT-Cの広告宣伝力を使用できるような補助は行わない。

(4) 当委員会の判断

当事会社が申し出た措置が講じられれば、本件行為により、(1)で画定した一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないものと判断した。